



相続登記は義務ですよ



参加
無料

6.25 (水)

10:00-11:30

小波瀬コミュニティセンター



講師 細川 侑希さん

福岡法務局行橋支局 総務係長



ふどうさんとうきすいしん
不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

相続によって不動産を取得した相続人は、その
「所有権を取得したことを知った日」から3年以内に
相続登記の申請をしなければいけません。

正当な理由がなく義務に違反した場合は、10万円
以下の過料が科されることがあります。

お申込み

定員 20名

対象 一般男女

持参 筆記用具

申込は令和7年6月2日以降

小波瀬コミュニティ

☎ 0930-23-1000

講師による説明（1時間）の
あとは、参加者からの質問の
時間です。



詳細はHPをご覧ください。